

# 食品安全委員会遺伝子組換え食品等

## 専門調査会第33回会合議事録

1. 日時 平成17年10月19日(水) 14:30～15:51

2. 場所 委員会中会議室

3. 議事

(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき、基準を定めること

(2) 食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価

・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ B t 10

・除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種

(3) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、五十君専門委員、今井田専門委員、小関専門委員、澤田専門委員、澁谷専門委員、手島専門委員、丹生谷専門委員、日野専門委員、室伏専門委員、山川専門委員、山崎専門委員、渡邊専門委員

(食品安全委員会)

寺尾委員長代理、本間委員

(事務局)

一色事務局次長、福田評価調整官、吉富課長補佐、浦野係長

5. 配布資料

資料 1 食品健康影響評価に関する資料(新規審査品目)

・除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON8

8017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた  
品種

資料 2 REPORT OF THE FIFTH SESSION OF THE CODEX *AD HOC* INTERGOVERNMENTAL  
TASK FORCE ON FOODS DERIVED FROM BIOTECHNOLOGY

参考資料 1 調査会での指摘事項（第 29 回及び第 30 回）

## 6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 33 回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本調査会は、非公開で行います。

第 33 回調査会の議題ですが、継続品目であります未承認組換え飼料 B t 10 及び新規品目トウモロコシ MON88017 系統と MON810 系統の掛け合わせ品種について御審査いただきたいと考えております。

それでは、お手元の資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○福田評価調整官 配布資料の確認をさせていただきます。

第 33 回「遺伝子組換え食品等専門調査会」の議事次第と座席表に続きまして、資料 1「遺伝子組換え食品等評価書 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」の評価書案でございます。

資料 2 としまして、コーデックスの「REPORT OF THE FIFTH SESSION OF THE CODEX *AD HOC* INTERGOVERNMENTAL TASK FORCE ON FOODS DERIVED FROM BIOTECHNOLOGY」。先般 9 月に幕張で行われましたコーデックスの AD HOC MEETING のレポートでございます。

参考資料 1 といたしまして、1 枚紙でございますが「『チョウ目害虫抵抗性除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B t 10』の安全性評価に係る指摘事項について」。

それから、本日追加でお配りしておりますのが、2 つございます。

1 つは、先日御審議いただいたものでございますが、その後、専門委員の方々から若干意見等がございまして、座長と相談の上、一部修正したものでございます。遺伝子組換え食品等評価書案 L-アルギニンについて。

これは配布資料一覧に間に合わなかったんですが、平成 17 年 10 月 13 日付けでシンジェンタ・ジャパンから提出されておりますチョウ目害虫抵抗性及びグルホシネート耐性トウモロコシ B t 10 に関する事項。表紙 1 枚が日本語で、2 ページ以降が英文になっておりま

す。

本日、お手元にお配りしております資料は以上でございます。

その他の参考資料につきましては、紙ファイルに綴じて用意させていただいております。乱丁等ございましたら、事務局までお知らせください。

なお、本日審査を行う品目につきましては「食品安全委員会の公開について」に基づき、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所が含まれているということで、非公開で審査をさせていただきます。会議は非公開となりますが、国民への説明責任や透明性の確保の観点から、開催予定日時は事前に公開しております。

今後の情報提供として、議事録を作成し、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所などを削除した上で、速やかに公開することとしております。

また、審議に用いた各種試験結果概要及び評価結果をまとめた評価書案を作成し「食品安全委員会」へ報告することとしております。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、未承認組換え体飼料 B t 10 の健康影響評価及びそれに関わる許容基準の設定のための審査に入らせていただきたいと思います。

まず、混入に関する暫定的な許容基準の設定につきましては、マネジメント上の問題であることから、リスク管理官庁の判断で適切に行われるべきとの合意が前回までの調査会で得られております。

前回の調査会時に提出をお願いした資料に対する回答について、これから事務局に御説明をいただくわけですが、その前にこの件につきましては背景説明をいたしますと、これまで2回議論をいたしました。その議論に基づいて、追加資料の提出に関するコメントを出していたところでございます。

また、この件における評価方法につきましては、前回の調査会を含め、これまでに御議論いただいたところですが、改めて確認を行いたいと思います。この件について本調査会といたしましては、提出された資料の範囲で評価を行うと。ここまでは試験データに基づき適切に評価できた、これ以上は試験データが不足していることから適切に評価することは不可能だ、という形で評価を行いまして、報告書においてもその旨を反映させた評価結果を作成するというを前提に議論されておきまして、8月の本調査会でも合意されているところでございます。

調査会といたしましては、今、申しましたような形で議論を進めまして、できる限り早

く評価結果を出したいと思っております。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○浦野係長 それでは、シンジェンタ・ジャパンから提出されました回答書に基づきまして、御説明させていただきます。

回答書は、先生方にお送りさせていただきました平成 17 年 9 月 8 日と平成 17 年 10 月 13 日の 2 つがございます。

まず、平成 17 年 9 月 8 日時点の回答書でございます。こちらは、第 29 回と第 30 回の「遺伝子組換え食品等専門調査会」の指摘事項に対する回答書ということでございます。

まず 1 番といたしまして「食品安全委員会」の第 30 回の「遺伝子組換え食品等専門調査会」からの指摘事項でございます。概要書の 26 ページから 34 ページに成分分析の結果が記載されているけれども、当該結果の中に分析点数や注意事項が記載されていないので、その旨を記載することという指摘に対しましては、そこに添付しております概要書 26 ページから 34 ページのところまで分析点数を記載いたしましたという報告でございます。

続きまして、第 29 回の調査会での指摘事項でございますけれども、まず、指摘事項といたしまして、幾つかありますけれども、提出されている同一のシーケンスデータが提出書類によって異なることから、すべて更新し、最新かつ精度の高いデータを添付することということですので。

また、概要書の 18 ページのオープンリーディングフレームの存在の有無や発現の可能性についても、近傍配列のシーケンスを確認し回答することという指摘が出ております。

その指摘につきましては、回答といたしまして、補遺の 22 ということで英文のレポートが提出されております。

その概略でございますけれども、次のページの②(2)に書いてございますけれども、まず挿入遺伝子の塩基配列の決定につきましては、挿入遺伝子が複数個存在されることが示唆されたことから、B t 10 系統のゲノミックライブラリーを作成し、B t 10 系統の挿入遺伝子についての解析を行った結果、挿入遺伝子を持つクローンとしてクローン C-1-1 が得られたということでございます。

C-1-1 には 11 個のエレメントを含んでおりまして、そのうち 9 つは B t 10 系統の作出のために用いられましたベクター由来であり、他の 2 つのエレメントはトウモロコシのゲノム由来であったということでございます。

(2) のオープンリーディングフレームの有無等につきましては、B t 10 系統のゲノミックライブラリーの C-1-1 に存在するオープンリーディングフレームを解析したとこ

ろ、15個のオープンリーディングフレームが見出されましたということが報告されております。

その結果といたしまして、DNAが以前のもとは異なるものであったため、解析及び考察は実施できておりませんというのが、9月8日現在の報告でございます。

また、④といたしまして、サザンロットを用いて挿入遺伝子のコピー数等についても回答することという指摘に対してでございますけれども、それにつきましては、Bt10系統の植物体から抽出したゲノムDNAに対しまして、サザンロットを行った結果、*CryIAb*のオープンリーディングフレーム加えて、*CryIAb*と相同性を持つ塩基配列がゲノム中に存在することが示唆されました。

また、Amp配列と相同性を持つ配列が、1つ以上存在すること。35Sプロモーターが2つ以上存在することが示唆されましたということでございます。

また、*cryIAb*遺伝子が2コピー以上、*pat*遺伝子も2コピー以上推定されるということが報告されております。

9月8日現在の報告は、以上でございます。

その後の報告というのは10月13日の報告でございまして、挿入遺伝子コピーに関する事項といたしまして、DNAに対してCol.E1 oriに特異的なプローブを用いて分析を行った結果、Col.E1 oriと相同性を持つ配列が存在したことが示唆されましたということでございます。

現在の対応といたしましては、PATタンパクに対する発現量及びコピー数の確認及び配列情報のさらなる検索を行っております。現時点では来年の初頭には、それらの結果が入手できるという見込みでございます。

また、その他の事項といたしましては、米国FDA等々に関する情報が得られた場合は、速やかに報告いたしますということでございます。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、その後提出された資料についての御説明をいただいたわけですが、その説明を踏まえますと、このままでは安全性を判断するにはかなり不十分というか、厳しい状況であると考えますが、各先生方から何か御意見、コメントございましたら、お伺いしたいと思います。現時点で何かございますでしょうか。

日野先生、何かございますでしょうか。

○日野専門委員 今回のサザンの結果が出ているんですけれども、新しくクローンをとら

れたC-1-1でしたか、それを検知するような制限酵素サイトがあれば、クローンとサザンのバンドの一致性からゲノム上の存在についての情報が得られるのかなと思ったんですけども、その辺の制限酵素サイトは一切書いていないので、ないのかあるのかちょっとわからないので、その辺も少し情報としていただければと思います。

一番気がかりな点は、入っているカセットが幾つあるかということですので、新しいクローンがサザンのバンドと一致することがわかるような具体的データを出すように努力していただきたいと思います。

○早川座長 ほかに何かございますでしょうか。澁谷先生、何かございますか。

○澁谷専門委員 これまでの全体を見てみますと、導入された遺伝子とか、それをつくるタンパク質の評価とか、あるいは形質転換体の成分と、いわゆる元になっている植物の評価とか、その点での問題は出てきていないです。

ただ、最後に残っているのが、導入遺伝子がどういう形で幾つ植物ゲノムに入っているかというところが非常に不明確になっている。だから、それは安全のところから見ると、どういう問題なのかというと、要するに理屈上は何らかのORFか何かに例えば入って、天然型と違うタンパクができて、アレルギー性を持つかもしれないというような可能性は否定できないというのが多分あるのと、例えば代謝系か何かで、途中で止まってしまっても変なものがたまるとか、可能性はどうかわかりませんが、理屈上はそういうことが出てくるというのは否定できない。だから、そういう意味で、完全な安全性の評価ということにはならないということになると思います。

ただ、一方でこれは餌なので、例えばそういうタンパクや何かができたとしても、動物のところには基本的には止まって、食品の方へすぐ来るわけではないです。だから、そういう全体を眺めると、かなりのところまでは詰められてきたのかなと思いますが、どうしても理屈上いろんな可能性を否定できない部分について、データの outf を見ると、答えが出てくるのかなと。一番最初にシーケンスはこれで入っていますといていたこと自身も御破算になったような気がしますので、今後どこまでその部分が明らかになるのは、非常に不安だなという気がします。

○早川座長 ありがとうございます。

ほかに何かコメント、御意見ございますでしょうか。

○澤田専門委員 結局、澁谷先生がおっしゃるとおりなんですけれども、最終的には畜産物に有害物質がどのくらい移行するとか、残っていると、そこが評価できれば評価できるし、評価できなければ評価できないと。そういう結論になるかと思うので、もし可能で

あれば、このトウモロコシ自体を食べさせた動物実験等のそういう毒性のデータがあれば、まだ何とかなるのかなという気がするんですけども、そこら辺の情報がもしあれば追加させたらいいのかなという気がします。もともとトキシコロジーのデータは付いていないんですね。

○浦野係長 B t 11 はやっているけれども、B t 10 については、たしか F D A か何かでそのトウモロコシを使用することについて認可が得られていないので、まだ実施しておりませんというように聞いております。

今、農林水産省から聞いたところによりますと、サンプルの入手はできたけれども、まだどこまで試験が進んでいるかは聞いていないということでございます。訂正させていただきます。

○早川座長 ほかにございますか。

○小関専門委員 私の頭の中でコンフュージョンしてしまったので、確認させていただきたいんですけども、今の議論というものは、議事の（２）の意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価の中ポツのチョウ目云々かんぬん B t 10 というところのお話なのか。これはこのものを人が食べるというところですね。飼料としてということで行くのか、その確認をさせていただいた方がいいと思います。この書きぶりだと、下の中ポツと同じになってしまうとおかしいです。

○早川座長 理解としては、飼料としての諮問ですね。

○浦野係長 はい。

○小関専門委員 わかりました。飼料としての諮問であって、食品としてののではないということですね。

そうしたときに、私も澤田先生のおっしゃるとおりだと思うんですけども、結局、食品として、例えば B t 10 は食べていいかどうかという人体実験はやってはいけないわけですね。要するに安全かどうかということです。

これに対して、B t 10 を食した牛あるいは鶏とか、それというのはいわゆる動物実験として可能な実験ではあるはずだと思います。ここが恐らく一番大きなところで、食品としての評価なのか、それとも飼料としての評価なのかというところに帰着するのではないかと私は思うので、F D A がそれを食させてはいけないというのは、ひょっとすると動物実験をしてはいけないということをおある意味言っているのかなと思ってしまう部分があるぐらいなんですけれども、一番間違いのない実験というのは、多分牛とかそういうものに食べさせる実験だろうと。

そこで毒性がないか、あるいは食べさせて解剖所見的にも問題がないかとか、そういうことが出るのが一番直接的な話になると。

これに対して、どこに遺伝子が入っていますかというのは、言ってみればそれを補完するような考え方だと私は思うんですけども、農水省の方でどのようにお考えなのか。その辺のスタンスをお聞きして、そういう考え方で問題ないというのであれば、飼料としての安全性がそこで担保されているんですと言っただけるのであれば、私たちとしても結論を出しやすいのではないかと思いますんですけども、その辺はどうでしょうか。

○早川座長 農水の方から何かコメントございますか。

○農林水産省 現状ということで御説明させていただきますが、家畜にB t 10を給与いたしましたして、そういったデータを評価に使っただけのではないだろうかとこの観点から、ちょっと着手したわけではないんですが、補完するデータというような意味で、リスク管理側としても必要なデータだという認識の下で、B t 10を家畜に給与する試験ということを行っております。

状況なんです、これは米国内でそういう給与試験をしているのではありません、米国内からB t 10の穀物を数キロ単位になってしまうんですが取り寄せまして、社団法人日本科学飼料協会というところがございまして、鶏を用いた給与試験に着手しております。

しかしながら、その結果につきましては、まだ結果が出ているかにつきましては、現段階では受けておりません。そういった状況でございます。

○早川座長 今回の給与試験は、データが出ていないということですが、見通し的には、時期的にという意味ですが、いつごろくらいに予定されているのでしょうか。

○農林水産省 今、すぐには時期的なものはわかりかねます。調べまして、事務局を通じまして御報告させていただければと思います。

○早川座長 ほかに、何かございますか。

先生、どうぞ。

○日野専門委員 私の考えが間違っていたら訂正していただきたいんですけども、勿論、動物試験は一つの非常に有効な試験法でしょうけれども、ここで安全性評価の審査をする上で、ある意味、今まではアディショナルなデータとしてしか見てこなかった。なのに、現状のデータに加えてそれが出れば良いという考え方には疑問を感じるんです。

勿論、それは非常に重要なデータですけども、それ以上に大事なものは、やはりどんなDNAの配列が入っているのかわからない状態で動物試験をしても、これはやはり同じグレーゾーンの中に、少し安全な方に寄っているのかもしれないけれども、同じ状態な



のではないかと思います。

一番気がかりなのは、2番目のエレメントがわかった。3番目もサザンの状態がどうもあるかもしれない。その3番目があるかないかだけでも、より確かな情報をいただかないと動物の試験が出て審査は難しいのではないかと考えるんです。

○早川座長 ほかにございますか。

どうぞ。

○山崎専門委員 私、澁谷先生がまとめられた考え方に賛成なんですけど、挿入された遺伝子が何だか全くわからないというのではなくて、ある程度わかっているわけです。

そうした場合に、危険性として何が考えられるかということをもまず考えた場合に、澁谷先生が言われた2点、つまり、意図しないタンパク質ができるおそれがあるかもしれないこと。それから、代謝酵素を含めて何かしら本来の遺伝子を破壊することによって正常な植物の代謝が行われなくなるかもしれないというおそれ。恐らく、その2点に集約できるのではないかと思います。

そうした場合に、そういう植物を餌として摂った動物の中で、何か異常なことが起こったとしても、家畜の場合は病気になったり、異常な状態になったら、それは食用にしないということがあります。ですから、そこで問題になった場合は排除されると思うんです。

そういう一般的な外観の所見でわからないようなところで家畜の中に蓄積する、あるいは残るような物質で人間が食べた場合に影響するものがあるかないかという評価は、ある程度の予想はできるのではないかと思います。

それに関しては、植物の中にどういう挿入DNAフラグメントが入ったかというのが必ずしもわからなくても、できそうなタンパク質の可能性は想像できるのではないかと思います。

その場合に問題になるとしたら、意図しないタンパク質ができた場合でもかなりのものは家畜の中で消化されてしまうので、消化されにくい、しかもヒトにアレルギー性の高いようなものができる可能性がある場合です。少なくとも調製した挿入DNA配列はわかれますので、挿入DNAに意図しない断片化が起きて植物に挿入された場合でも、予想されるようなアミノ酸配列をある程度推測はできるのではないかと思います。

もう一つの問題は、正常な遺伝子を破壊することによってトウモロコシ自身に何か異常が起こるかどうかという問題なんですけれども、それに関しては作物として一応生育しているという実績がありますから、そんな極端にひどい状態にはなっていないと思うんです。作物として育っている実績を考えると、挿入DNAが全部わからなくても家畜の飼料

という限定付きであるならば、ある程度の評価はできるのではないかと思います。

以上です。

○早川座長 五十君先生、先ほど何か。

○五十君専門委員 私は、話を日野先生の議論に戻したいと思います。遺伝子組換えの安全性を評価するときの今までの我々の積み重ねというのは、基本的に比較対象とする従来あるような食品に対して新しく加わったものがどこであるかということをも明らかにして、その新しくなったところについて着目し、そこが大丈夫だからOKという結論を出してきたと思うんです。

それで、日野先生がさっきおっしゃったように、今回の例では挿入遺伝子がまだ何か所入っているか分からないという、その部分がまだすっきりしていなくて、そのため新しく変わった部分がきちっと議論できない。やはりどう我々が議論しようとしても、ここの部分は動かすことができない部分ではないかと思うんです。

従って、安全性について、動物に投与してどうのこうのというデータが出たとしても、これは補助的なデータでありまして、基本的に動物実験の結果が大きく評価に影響を与えるということはないと考えております。

もう一点、この事例を例外と考えるかどうかということがあるかと思うんですが、これは挿入した遺伝子自体は既に安全性が評価されて、食品として認可されているものであるということからです。

セルフナチュラルの議論があったかと思うんですけれども、どこかに入ったことによって大きく有害なものが起こるかどうかというところが、どれくらいあるかを少し考慮してもいいかなと思うんです。

結論からいいますと、少なくとも挿入した数と、どういう状態になっているかというデータが揃わない限りにおいては、きちっとした評価はできないというところは崩さないで、他の議論は今みたいな点について少ししても構わないのではないかと思います。

○早川座長 どうぞ。

○澁谷専門委員 私が申し上げたかったのは、そういういろんな状況証拠から言って、だから大丈夫だろうという結論にしようということではなくて、評価としては確かに日野先生や五十君先生が言われるように、基準を変えることはできないと思うんです。

そうではなくて、つまりゼロか100かではなくて、どこまでは物が言えて、どこが問題として残るか。一番いいのは、今、疑問になっているところの答えが出るのが一番いいわけですけども、もし出ないとすれば、今もありましたけれども、B t 11で評価が終わっ

ているものと同じ部分とか、あるいはこれについてもそれなりの分析とかいろいろなことをやられているから、これについてはクリアできている、これについてはできていなくて、クリアできていないところの食品にもたらす潜在的な影響というのはどの程度のものなのか。そういうことを報告とすれば、無用な混乱や何かにはならないだろう。だから、そういうとりまとめ方もあるのではないだろうかということなんです。

○早川座長 ほかに、御発言されたい方はございますか。

どうぞ。

○山崎専門委員 今回の場合、出てきたものは人為的に遺伝子組換え操作をやっているんですが、これが遺伝子組換えという技術ではなくて、例えば突然変異を起こさせて作ったような作物だっってこういう状況が起こり得るかもしれないわけです。ですから、評価基準に沿って厳密な評価ができないというのは確かにそのとおりなので、ではまったくできないと言うのではなくて、最大限できるところはどこなんだろうかと考えた場合に、組換え技術を使っていますから、多少なりとも遺伝子の情報はわかっている。分かってない部分に関しては、組換えではない普通の作物、あるいはよく分からない植物の評価をする場合にどうしたらいいかという手法を導入しても構わないと思うんです。動物試験もそのひろつだと思います。

ですから、その部分というのは遺伝子組換え食品の評価のガイドラインにはないかも知れないんだけど、こういうところを検討すればある程度の情報は分かりますということところは言ってもいいのかなと思ったんです。そういう意味も含めて、さっき申し上げた次第です。

○早川座長 どうぞ。

○日野専門委員 私も、皆さんの御意見に全く同感で、一番心配しているのは、これまで我々が評価してきたものとの同等性ということで、これは例外ですと、もし結論づけるのであれば、澁谷先生がお話ししたように、さまざまな条件、状況を付けると。

ただ、もう一個気がかりなのが、例えば、今、動物試験をしています。今、山崎先生がおっしゃったようなアプローチもあると思うんですけれども、では動物試験の条件をどうやって決めるのかと、これも非常に難しい。例えばこういったことをやれば、この程度は分かりますと書いてしまったら、ある意味、それが既成事実化するかも知れない。その辺は、文章の表現の仕方次第なんでしょうけれども、我々の結論として出す時にかなり慎重に検討すべきだと思います。動物試験を2週間やればいいのか、3週間やればいいのかという議論にも、これは既に何十年も国際会議でもやってきていますから、結論は出ないと思

うんです。

○早川座長 ほかに、いかがですか。

どうぞ。

○澤田専門委員 基本的には、飼料の安全性評価の考え方の三原則がポイントだと思うんです。それをどのくらいクリアーできるかを判断するのが目的であって、食品と同じような評価を全部やる必要は必ずしもない訳でして。その三原則を満たすためにいろいろな資料を要求しているというスタンスで考えるべきではないかと思うんです。

三原則というのは、「考え方」の①、②、③です。

○丹生谷専門委員 私も、今、発言しようと思ったんですけども、先ほど澤田専門委員が発言された意図と同じことなんです。

先ほど小関専門委員から飼料ですか、食品ですかということがありましたけれども、私も、このB t 10に関してずっと違和感を感じていたんです。これは飼料ですね。ですから、何か混乱があるのかなと思うんですけども、つまり、例えばアレルギーという話が出ましたけれども、牛がアレルギーになるということはヒトの健康の影響というのではないわけですから、アレルギーになった牛の肉をヒトが食べたらどうなるかというのは、別にアレルギーになるわけではないんです。

ですから、私自身が混乱しているのかもしれませんが、そういう意味ではあくまでも澤田専門委員が指摘されたように、飼料としての基本的な考え方というのはちゃんと書かれたものが、評価の考え方というのがあるわけですから、その畜産物、肉、牛乳なら牛乳、卵、そういうものを食べてどうなるかということを考えるわけですから、そういう意味では食品と飼料は当然ハードルの高さといえますか、違って当然だと思います。

それが、この件に関する議論を聞いている限り、あたかもこれが普通の食品であるかのような印象を常に受けて戸惑っているのが気になったところです。

以上です。

○早川座長 よろしいですか。これは、今日、最終結論を出すことではなくて、先ほどからの話によりますと、幾つか論点はあるわけですけども、例えば導入遺伝子がどういう形で、幾つ入っていることがまだ十分ではないと。これは理論上、どういう意図しないトク質が出てくるかということは、そういう意味では必ずしもクリアーではないと。

しかしながら、問題はそれを摂取した動物に由来する畜産物にヒトに害を及ぼすようなものが蓄積される可能性があるかどうかということで、その側から見れば一つのアプローチとしては動物実験のデータも知見になるだろうと。

幾つかの御意見が出ているわけですが、いずれにしましても、メーカーとしては、現在の対応というところで、コピー数の確認及び配列情報のさらなる探索を行っている。それを来年初頭に結果を出したい。1つはこういうことですね。

ですから、この結果をもう一度踏まえて、議論するというのが1つかなと。ここで100%満足できる結果が出るかどうかわかりませんが、今よりはアップ・トゥ・デートしたものが出てくる可能性がある、それがまた一つの議論のベースになるだろうと。

もう一つは、先ほどの農水省のお話ですが、動物実験もやっている。従って、その方からも一つの情報が出てくる可能性があると思うんです。

それから、今、FDAにかかっているということですので、FDAがどういうふうに出るのかという問題に対して対処を考えるのかということもそのうち出てくるだろうと思うわけです。

そういうものが出揃った段階で、もともとこの委員会はここまでは評価できます、ここはグレーゾーンですというような評価結果を出しましょうというのが、ずっと基本的スタンスです。提出可能なデータを求め、あるいは実験をやっているものなら、それが揃うまでは揃えてくださいと。その上で、どこまで評価できるのか、どれ以上は評価できないのかということをはっきりさせる、そういう報告書にしましょうというのが基本スタンスですので、多分、先生方がおっしゃっていることは、皆、同じことをおっしゃっているんだろうと思います。今日は多分これ以上議論をしなくても、今のような基本的なところで、次の資料の提出を待つということではいかがでしょうか。

どうぞ。

○手島専門委員 10月13日にシンジェンタから出された現在の対応の中で、例えばコピー数の確認と配列情報のさらなる探索というのは、PATタンパクに対しては行われていると書かれているのですが、さっき日野先生がおっしゃられたように、*CryIAb*に関して3番目の説の挿入部分があるかどうかという情報なども果たしてこれから出てくるのかどうかというようなところはどうかでしょうか。

○早川座長 それに対しては、今日、そういう御意見が出ましたので、農水の方にお伝えいただいて、ここでのコンサーンとしてそういうコメントがありましたので、どういう対応が可能なのかということに対するお答えをいただくということで、日野先生いかがですか。

○日野専門委員 はい。

○早川座長 先生、どうぞ。

○室伏専門委員 今、いろいろ議論を伺っていて思ったのですが、早川先生がおっ

しゃるように、資料が整ったところでもう一度というのが最もよいのではないかと思います。

この件に関しては、もともと B t 10 なるものが市場に出回ること自体がおかしかったわけですが、それがたまたま出回ってしまって、それを何とか回収しながら、回収できなかった分についての安全性を認めてほしいという形でこういったものが出てきて、ところが提出された資料そのものが非常に古いものであって、なおかつ不完全で、後でそれまでとは違った報告が出てきたというようなことでしたね。それで、この件に関しては、先生方の間に不信感があるのだらうと思って伺っています。

今、ここに出ているものについて云々することも勿論大事ですが、シンジェンタが誠意を持って揃えてくるものを見て、そこではっきりした返事ができれば良いのではないかと思いますので、早川先生がおっしゃるように処理するのがよろしいのではないかと思います。

○早川座長 それで、今日のところはそういうことで、この件については審議を一応打切りにさせていただきたいと思います。いずれにしましても、先ほどご指摘のような内容のデータがあればという日野先生からコメントがございました。動物の方はやっているということで、澤田先生、それはそれが出てくればよろしいですね。

ほかに、追加的にコメント、こういうのを更に今の時点で求めておいた方がいいというのがございましたら挙げていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

○澤田専門委員 ちょっと議論を聞いていまして、1つは農水省の何%にするかが適当かどうかという判断はしないというので、農水省はよろしいんですか。

そこが一番ポイントで、B t 1 0 の安全性評価をするだけだったら、今の議論でよろしいんですけれども。

○早川座長 しないといえますか、それは管理の問題ですし、評価がこちらの方で済んでいないのに幾らでいいということは我々は答えられないということもありますし、そこはしないというのがずっと一貫した合意事項でありますので、それでいいと思います。

○澤田専門委員 農水省の方でよろしければ、私は別に何も言うことは。

○農林水産省 我々の立場といたしましては、リスク評価ということの御意見を求めておりますので、その結果をいただいて、その上で対処させていただくということで考えておりますので、いつまでに結果を出さなければいけないということを言える立場ではないと思っています。

○福田評価調整官 一応、リスク管理機関にはいろいろ御都合があろうかと思いますけれ

ども「食品安全委員会」はリスク評価機関ですから、科学的な知見に基づいて淡々と評価をしていただければ結構かと思います。

その結果として、1%が妥当という結論が出れば、それはそれで盛り込んでいただいても結構ですし、1%とか、2%とかそういう具体的な数字は何も言えないというのであれば、それはそれで構わないと思っております。

○澤田専門委員 数字を出すのは、基本的に無理なのではないでしょうか。リスク評価するときに確率を考えて、そういう議論をしないと先に進まない訳ですので。本当の意味の安全性だけでは評価ができないわけです。要は、1%という数字が妥当かどうかという判断をするためには、100倍の安全率がかかっていると、そういうことでいいのかどうかということです。

○福田評価調整官 そこは、まさにこの専門調査会で御判断いただければと思っておりますけれども、先ほど早川座長からお話がありましたように、基本的にそこまで踏み込まないということで今まで話が進んできたと理解しておりますので、それで事務局としては差し支えないと思っております。

勿論、専門調査会のこの場で議論していただいて、もっと確率的に踏み込んだところまで必要だということであれば、それはそれでここで議論していただいて、踏み込むかどうかをお決めいただければと思います。

○早川座長 それでは、ほかにコメントがございましたら、先ほどの日野先生の件を少し整理して、農水を通じて申請者の方にお伝えいただいて、ただ、これをいつまでもということも何ですので、例えて言えば、来年2月ごろまでに回答を出されたしというような一つの期限を切った方がいいのかという気はしておりますが、いかがでしょうか。

それでは、そういうことで、2月かどうかは別にして、ある期限を定めて事務局の方で回答をいただくようにしていただきたいと思っております。

○福田評価調整官 シンジェンタは農水の方の餌の試験等を確認いたしまして、来年2月を一つの目安として期限を定めて、資料の提出を求めるようにさせていただきます。

○早川座長 よろしく申し上げます。

それでは、引き続きまして新規品目であります日本モンサント株式会社のトウモロコシ MON88017 系統及び MON810 系統の掛け合わせ品目について安全性の審査に入りたいと思っております。事務局、よろしくお願いたします。

○浦野係長 それでは、大分、提出されたものは古いんですが、平成16年11月5日に日本モンサントから提出されております「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵

抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」の審査でございます。資料としては、ブルーのクリアファイルに入って、各先生の方に送られていたかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、お手元に資料が揃いましたようなので、御説明をさせていただきます。

当該品種につきましては、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を従来からの交配手法を用いて交配させることによって、それぞれの2つの系統に由来する除草剤グリホサート耐性、コウチュウ目害虫抵抗性、チョウ目害虫抵抗性の形質が付与されているものでございます。

なお、それぞれの親品種については安全性評価については終了しているということでございます。

1番、掛け合わせた品種において DNA 操作により新たに獲得されたそれぞれの形質が変化していないこと、MON88017 系統由来の CP4 EPSPS タンパク質の発現による除草剤グリホサート耐性、改変型 Cry3Bb1 タンパク質の発現によるコウチュウ目害虫抵抗性、MON810 系統由来の *CryIAb* タンパク質の発現によるチョウ目害虫抵抗性につきまして、それぞれ米国におけるポット試験による生物検定によって確認がされております。

また、CP4 EPSPS タンパク質はシキミ酸合成経路の律速酵素ではないことから、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されております。

また、改変型 Cry3Bb1 タンパク質、*CryIAb* タンパク質が酵素活性を持つことは知られていないことから、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないと判断されております。

亜種間の掛け合わせについてでございますが、このものは共に同種のデント種でございます *Zea mays* L. でございまして、亜種間の掛け合わせではございません。

また、摂取量・食用部位・加工方法等についても、変化はないということでございます。

この結果から、それぞれの掛け合わせたものについては当「食品安全委員会」で定めました掛け合わせ基準の①に該当するというところでございます。

次のページに、それぞれの掛け合わせ方法が記載されております。

その次のページから、まず4ページ目は植物のグリホサート耐性の生物検定の結果が書かれておりまして、きちっと掛け合わせで発現しているということが示されております。

次のページは、コウチュウ目害虫抵抗性の掛け合わせ結果の生物検定でございます。

続きまして、チョウ目害虫抵抗性の生物検定の結果が示されております。

以上でございます。



○早川座長 ありがとうございます。

これは、当該品種は挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性の形質が付与されるものである①同士の掛け合わせに相当するものだというふうな申請になっているわけですが、先生方から御意見、コメントをちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

澁谷先生、いかがでしょうか。

○澁谷専門委員 特段ありません。基準に合致しているのではないかと思います。

○早川座長 小関先生、いかがでしょうか。

○小関専門委員 問題ありません。

○早川座長 ほかに、どなたかございますでしょうか。

それでは、本件につきましては基準に基づきまして、特に安全性上、問題がないということでございますから、資料1にございます報告書案の精査に入りたいと思います。事務局から報告書案の説明をお願いいたします。

○吉富課長補佐 それでは、資料1、お手元にありますでしょうか。遺伝子組換え食品等評価書案「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種」の方を御覧になってください。

1枚めくっていただきまして、2ページからでございます。

まず「申請品種名」については、今、述べたとおりでございます。

「性質」として、除草剤グリホサート耐性、コウチュウ目及びチョウ目害虫抵抗性です。

「申請者」は、日本モンサント株式会社。

「開発者」は、Monsanto Company です。

「1. 申請品種の概要」です。

「申請品種については、除草剤抵抗性及び害虫抵抗性の形質が付与された1系統と害虫抵抗性の形質が付与された1系統を従来からの手法で掛け合わせたものである。掛け合わせる前の MON88017 系統、MON810 系統の各系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがあると認められないと判断されている」。

「2. 食品健康影響評価結果」。

「① 挿入された遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、除草剤耐性、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせである」。

「MON88017 系統に導入された改変型 *cry3Bb1* 遺伝子及び MON810 系統に導入された *cry1*

Ab 遺伝子により産生される改変型 Cry3Bb1 タンパク質及び Cry1Ab タンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないとは判断される。

また、MON88017 系統に導入された *cp4 epsps* 遺伝子により産生される CP4 EPSPS タンパク質は、シキミ酸合成経路（芳香族アミノ酸合成経路）の律速酵素ではなく、EPSPS（5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素）活性が増大しても、本経路の最終産物である芳香族アミノ酸の濃度が高まることはないことから、その作用機作は独立しており、植物代謝経路に影響を及ぼすことはないとは判断される。

いずれの性質も、その作用機作は独立しており、MON88017 系統と MON810 系統の掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられる」。

「② 亜種レベル以上の交配ではない」。

こちらは「掛け合わせた品種は、いずれもデントコーンと呼ばれる分類上同一種（イネ科トウモロコシ属トウモロコシ、学名 *Zea mays* L.）である」ということでございます。

「③ 摂取量・食用部位・加工法に変更はない」。

「MON88017 系統と MON810 系統、及びそれらを掛け合わせた品種において、摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的ならびに利用方法に変更はない」。

「以上、①～③の結果から、『除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種』については、『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』（平成 16 年 1 月 29 日 食品安全委員会決定）に基づき審査した結果、安全性の確認を必要とするものではないとは判断される」。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのこの報告書につきまして、何か御意見、コメントございましたら、1 ページですので、どこでも結構でございますから、お願いいたします。

先生、どうぞ。

○丹生谷専門委員 2 点あります。

最初は 1 番で、細かいことですがけれども「除草剤抵抗性」というのは通常、除草剤耐性と書いてありますので、そこは修正された方が統一が取れると思います。

あと一点は、2 の「② 亜種レベル以上の交配ではない」。このことは事実としては結構かと思いますがけれども、その文章がわからないんです。これは亜種レベル以上でないとは

言って、同一種だと言っているのはおかしいと思うんです。

これは、亜種間の交配であれば同一種ではあるけれども、亜種レベルでは異なるということなものですから、同一種であるというのは亜種レベル以上ではないということを否定しているわけではなくて、何と書けばいいんでしょうか。例えば、デントコーンと呼ばれる分類上同一品種であるというのであれば理解できます。

以上です。

○早川座長 今の点はいかがですか。この前、亜種レベルという表現に関して幾つか御議論があって、こういう書きぶりにしましょうと。今、私は忘れましたが、何か書きぶりがありましたね。どなたか覚えておられますか。

○吉富課長補佐 一応、書きぶりとしましては、今まで審査していただきました掛け合わせのトウモロコシについては、この書き方をしております。

○丹生谷専門委員 今まで気がつかなかったんだと思います。済みません。

ただ、私の今の発言はおかしくないと思いますけれども、小関先生いかがですか。

○小関専門委員 正確に言いますと、先生のおっしゃられるとおりでと思います。あまり深く考えずに、そのままずっと流してきてしまったというのが現実で、ですから先生のおっしゃるとおり「同一品種」とか「品」を入れるだけである意味縛れると思うので、そのぐらいの修文だったらいいかと思います。

○日野専門委員 品種と言いますと、固有名詞の一品種になってしまいますね。この文書で使われている「品種」というのはどの品種でも良いという意味で「品種」になっていると思うので、それならば「イネ科トウモロコシに属する同一種内のデントコーン同士である」とか、それぐらいしかできないのではないですか。よく知らないんですけれども、デントコーンというのは亜種でも何でもありませんね。

○早川座長 丹生谷先生、何かいい案がございましたら御教示いただけると一番ありがたいんですが。

○丹生谷専門委員 今までの書きぶりは記憶にはないんですけれども、単にタイトルと合わせて、そのまま「亜種レベル以上の交配ではない」というふうな書きぶりに合わせればいいことだけだと思うんです。

○早川座長 具体的にはどういたしましょうか。一番簡単に言えば「掛け合わせた品種は亜種レベル以上の交配ではない」。それでよろしいですか。

○丹生谷専門委員 そうですね。

○早川座長 よろしいですか。

○浦野係長 そのパターンだと、これからトウモロコシだけではなくて、ワタとかいろんなパターンでも全部使えるので、よろしいかなと思います。

○早川座長 それでは、小関先生よろしいですか。御異論がなければ、ここは「掛け合わせた品種は亜種レベル以上の交配ではない」と説明も書くということによろしいですか。

○小関専門委員 はい。

○早川座長 何かあれば、どうぞ。

「品種」の後に、括弧か何かで具体的なものを書いておくという手もあるかなとは思いますが、同じことですけれども、よろしいですか。

では、一番シンプルに「掛け合わせた品種は亜種レベル以上の交配ではない」と修文する。これからそういう書きぶりで標準型とするということをやりたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○小関専門委員 すごくつまらないことなんですけれども、通常は、私たちが文章を書いてあれなんですけれども、いわゆる略語というのは一番最初に出てきたときに書きますね。そうすると、この EPSPS 活性のところ初めて「5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素」と出ているんです。これは、本当は上の方に、ただ「CP4」が付いてしまっているんですけれども、その方が公表される体裁としてはいいのかなという気はするんです。その辺は、今までどうしていましたか。

○浦野係長 ここは、今までのとおりに書いているんですが、御指摘があれば、よりわかりやすいものをつくるのが我々の仕事でございますので、そこはこだわりません。

○早川座長 書くとすると、「CP4 EPSPS」のところに「5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素」というのを書くわけですが、これは CP4 EPSPS のことなので、そこを明確にしておく必要はあります。

ですから「CP4 EPSPS (EPSPS: 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素)」というふうに。

○小関専門委員 それが一番よろしいかと思うんです。そうしないと、CP4 EPSPS がある意味固有名詞で、バクテリア由来ですので、下で言っている EPSPS 活性というのは植物の中も含めて言っているもので、確かに書きぶりが難しいので、先生のおっしゃられているとおりにするのが一番いいかと思います。

○浦野係長 そうしたら、23行目に出てきている「CP4 EPSPS (EPSPS: 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素)」で続けて、24行目の「EPSPS」のところは「5-

エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素」を切るということでございますね。

○小関専門委員 そうです。

○早川座長 よろしいですか。よろしければ、そういうふうにさせていただきます。

同じパターンでも、毎回少しは改善があるということかもしれませんが、他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

これは、字句上のことで、既にどこを訂正するかということは先生方の御了解を得ておりますので、そういうふうには文言を訂正して、訂正したということを前提に、これは最終案であるということで御了解いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 それでは、これで議題(2)についての検討を終了いたします。

続きまして、議題(3)の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉富課長補佐 2点ございます。

1点目といたしまして、お手元に先ほど配られたと思っておりますが、9月に行われました調査会において報告書案を精査していただきましたL-アルギニンに関しまして、事務局で修正した報告書を先月、各専門委員の先生方にメールで御確認いただいたところです。

幾つか修正の御意見をいただいております、お配りした報告書案のとおり、メールの後に修正したものについては赤字で訂正しております。

修正部分を簡単に確認させていただきますと、まず2ページ目の審議結果案を御覧になっていただきまして、17~18行目にかけては「*Escherichia coli* K-12由来の突然変異菌株を宿主として」の後ろに「*E. coli* K-12株に由来する、L-アルギニン生合成に関与する」云々としております。

あと、35行目でございますが「残存非有効成分のプロファイル比較」の前に「アミノ酸自動分析計及びHPLC法(疎水性及び親水性)による残存非有効成分のプロファイル比較」としております。

次に、3ページ目をめくっていただきまして、46行目に「安全性が確認されたと判断される」としまして、改行して47行目以降から「なお、『*E. coli* K-12由来の突然変異菌株を宿主としたNo.3002株由来のL-アルギニン』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』(本則)による評価の必要はないと判断される」と付けております。

付け加えさせていただきます、この報告書の修正につきましては前回調査会で先生方に御確認いただいた後、座長一任ということで御同意いただいておりますけれども、念

のためお配りして確認いただいているものでございます。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、この件につきましては前回の専門調査会での御指摘を踏まえた案を作成して、各先生方に回覧してコメントがあればいただいた上で、座長一任で最終案を作成するというところでございました。

今、御説明のあったコメントを3点いただきました。座長といたしまして、これらを検討いたしました結果、本日の最終版となったということであります。

1つ目のコメントは、こう書いた方がより正確にということであるということ、妥当であるということ、です。

2つ目のコメントは、評価方法をより詳細に書いて、私どもの判断基準を明確にすることと理解いたしました。

3点目についてでありますけれども、これは附則によっているわけですが、この附則が遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準に書かれた事項に沿った評価に入るかどうかの入り口論として作成されたというのが、本専門調査会での経緯である、合意事項であるということで、その点を明確にする、確認するために追加されたコメントであると判断いたしまして、このような記載が妥当であることいたしました。

ということで、L-アルギニンの報告書はこれで本委員会に報告したいということでございます。御了承いただければと存じます。

それでは、事務局からほかにごございますでしょうか。

○吉富課長補佐 先ほど1点目を申し上げましたので、2点目でございますが、先般、幕張で開催されましたコーデックスのバイテク部会の報告書につきまして、事務局からお知らせさせていただきます。

資料2にあります「codex alimentarius commission」と上に載っているものについて御覧ください。

最初に申し上げておきますが、これはまだ確定したものではなくて、案の段階で、コメントを各国に求めているところでございますので、その辺は御承知おきください。

まず、1枚めくっていただきまして「SUMMARY AND CONCLUSIONS」とありますが、こちらでポイントを絞って書いています。

申し上げますと、まず新しい作業として決まったことといたしましては、遺伝子組換え動物についてガイドラインを作成するということが1つと、上から2ポツ目にありますも

のなんですが、栄養または健康に資する組換えDNA植物由来食品につきまして、作業を行うということが合意されております。

経緯等を御説明させていただきます。

まず、今回、幕張で行われました部会では、新規課題についてどのような作業を今回から行うかを議論したところでございますが、まず遺伝子組換え動物由来食品につきましては、上の方に3とあるところを御覧になっていただければ、その下の15番目のパラグラフの下から「Recombinant-DNA Animals」となっております。

まとめますと、基本的に多くの国等から新規作業として支持する旨の発言がなされております。また、一部の国からは倫理、環境、宗教等に関する事項も範囲に含めるべき等の発言も出されております。

あと、クローン動物につきましては、モダンバイオテクノロジーの定義に含まれないということから、対象とするべきという御意見もあったんですが、定義に含まれないということになっております。

結果といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、組換え動物由来食品につきましては新規作業とすることで合意いたしまして、作業をすることとなっております。ガイドラインの原案作成のためには、日本及びオーストラリアを共同議長国として作業部会を設置することが合意されております。

また、このガイドライン策定作業を開始することと、FAO/WHOに助言を求めるということで、質問を5ページ目の27に3つほどボツが付いていますが、そちらを質問として求めることになっております。

更に、その下が「Recombinant-DNA plants modified for nutritional or health benefits」ですが、栄養または健康に資する組換えDNA植物由来食品ということでございます。

こちらについては、新規作業として支持する旨の発言が多く出され、特に発展途上国の方から栄養不良の蔓延状態を考慮に入れた作業を進めるべきという意見も多く出されております。

最終的には、途上国の主要穀物を配慮しつつ、既に定められております植物ガイドラインに記載されている事項より充実させる形で附属文書として作成する作業を開始することで合意を得ております。これは、主催国としてはカナダが担当してございまして、電子ワーキンググループを設置することで合意されております。

あと、7ページ以降にあります「Comparative composition analysis」以降につきましては、今回、新規作業としては挙がらなかった項目でございまして、まず、今、申し上げ

ましたものと、stacked genes のものにつきましても、stacked genes を含む植物由来食品ということで7ページの45からありますけれども、これも新規作業としておりません。

これについて簡単に御説明させていただきますと、まず stacked genes というものについて定義が定まっていないとか、作業の結果、でき上がるものについての考えが共有されていないとかの意見等がありまして、各国のコンセンサスが得られないということで、今回、これを新規作業とすることには合意は得られておりません。

次、めぐりまして8ページの51パラ目から始まっておりますけれども、これは遺伝子組換え食品の微量混入の件でございます。

これについては、米国、ECから支持する旨の発言が出されておりましたが、米国、ECで意見に違いが見られたこととか、微量とか、非意図的とか、未承認とかの定義があいまいであるという意見が出まして、最終的には新規作業として合意は得られておりません。

ほかに、医薬品成分、生理活性物質を含む組換えDNA植物由来食品や市販後サーベイランス等も議題として挙がりましたが、新規作業の合意は得られておりません。

次回につきましては、来年11月下旬に開かれることになっておりまして、引き続き日本で行われることになっております。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

何か御質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。よろしいですか。

先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 質問なんですけれども、動物とおっしゃったんですが、魚とかはどういう格好になっているのでしょうか。

○吉富課長補佐 もともと日本からも魚ということで、たしか「食品安全委員会」の方からもそういう意見も出されていた節はありますけれども、基本的に動物全体ということです。

○早川座長 他によろしいですか。

公用語が英語ですね。それで、スパニッシュあるいはフレンチも必要があればOKだということですが、ジャパンで開かれているのにジャパニーズはだめなんですね。

○吉富課長補佐 日本で開かれましたので、実際の会議といいますか、通訳としては日本語も入りましたけれども、基本的には先ほどおっしゃられた3言語で行われております。

○早川座長 ほかによろしゅうございますか。

これで一応、本日の議題については終了したということですが、今後の予定について事



務局からお願いいたします。

○吉富課長補佐 委員の先生方の日程を調整させていただきましたところ、次回の専門調査会については、11月21日月曜日午後2時からにさせていただきたいと思っております。お忙しいところ恐縮でございますが、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○早川座長 次回は11月21日月曜日ということでございますが、この日は新規品目及び既に諮問を受けている品目についても、回答書等が提出されれば検討を行いたいと考えております。

それでは、全般を通じて結構でございますが、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして第33回「食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会させていただきたいと思っております。熱心な御討議をいただきましてありがとうございました。